名古屋文理大学クラブ・サークル運営規程

第 1 条 名古屋文理大学（以下「本学」という。）におけるクラブ・サークルは、クラブ・サークル協議会に所属し、各活動を通じて、学生生活の向上に努める。

第 2 条 クラブ・サークルの結成については、第３条の役職を満たす必要最低限の学生と本学教員の部長、ならびに一定の活動環境が整えられることを必要とする。

第 3 条 クラブ・サークルには、次の役員を置く。但し兼任は認められない。

１．主　将・主　幹　　１名
２．副 主 将・副 主 幹　　１名
３．会　計　　１名

第 4 条 クラブ・サークル結成願の申請があった場合は、クラブ・サークル協議会の審議を経て、自治会執行部の承認を得るものとする。

第 5 条 サークルは、結成後１年以上の実績を経て、クラブ・サークル協議会及び自治会執行部が承認した場合、クラブに昇格することができる。

第 6 条 クラブ・サークルは、クラブ・サークル協議会及び自治会執行部が、本学のクラブ・サークルとして不適切と判断した場合、その資格を失う。

第 7 条 クラブは、活動に必要な経費として、学生クラブ援助金を本学に申請することができる。但し金額は、本学が活動実績を審査し決定するものとし、活動報告書、学生クラブ援助金予算書および決算報告書の提出を義務付けるものとする。

第 8 条 クラブ・サークルは、活動に必要な経費として、サークル援助金を自治会執行部に申請することができる。但し金額は、クラブ・サークル協議会および自治会執行部が活動実績を審査しその配分を決定するものとし、活動報告書、サークル援助金予算書および決算報告書の提出を義務付けるものとする。

第 9 条 クラブ・サークルは、活動に必要な経費として、同窓会助成金を申請することができる。但し金額は、本学同窓会が活動実績を審査しその配分を決定する。

第 10 条 本学以外の者が本学のクラブ・サークル活動に参加する場合は、部長の承認を必要とする。万一の事故に備えて、保険への加入状況を確認し、未加入の場合は参加することができないものとする。但し卒業生が参加する場合は、この限りではない。

第 11 条 本学以外の者（本学公認外部指導者も含む）が本学のクラブ・サークル活動に参加する場合は、クラブ・サークル用来訪者名簿に記載の上、名札を着用するものとする。但し卒業生が参加する場合はこの限りではない。

第 12 条 本学の卒業生がクラブ・サークル活動に参加する場合は、部長の判断に委ねるものとする。

第 13 条 クラブ・サークルの活動時間は、以下の表に準ずる。なお、学生は活動時間の最終時刻より３０分以内に学外へ退出しなければならない。但し部長が帯同する場合はこの限りではない。

月曜～金曜	土曜	日曜・祝日
９：００～２０：３０ ※夏・冬・春期休業中 ９：００～１７：００	９：００～１７：００	９：００～１７：００

第 14 条　前条における日曜・祝日の活動については、「日曜、祝日の施設・備品の使用に関する注意」「日祝日のクラブ活動に伴う施設の鍵の取り扱いについて」に準ずる。

第 15 条　この規定の改正は、クラブ・サークル協議会及び学生生活委員会の議を経て行う。

附　　則

１．本会則は、平成１８年４月１日から施行する。
２．本会則は、平成２３年４月１日から施行する。

日曜、祝日の施設・備品の使用に関する注意（学生用）

本学では、原則的にクラブ・サークルによる日曜・祝日の施設使用は認めていません。従って、特別な理由で日曜・祝日の使用を希望する場合は、所定の手続きを行った上、以下のことを遵守して下さい。

① クラブ・サークルの練習には必ず部長、監督（本学教員または非常勤外部指導者）が付き添うこと。

② 学内への出入りは学生用駐車場の門を利用し（門の開閉は各自で行う）、使用責任者（主将、主幹）は使用する施設の鍵を管理人室で借りること。

③ 使用責任者は使用する日の８日以上前に施設・備品利用許可願（日曜・祝日用）を教学課に提出し、許可を得ること。

④ 使用した施設・備品は原状復帰すること。

⑤ 活動終了後、使用責任者は、全員が退出したことを確認の上、使用した施設を全て施錠し、すみやかに管理人室前の缶箱の中に、鍵を返却すること。

⑥ 最後に退出する者は門を閉めて帰ること。